

定期監査の結果及び指摘事項に対する 改善措置状況を公表しました

1 内容

(1) 定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

危機管理室ほか10部署において、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和5年4月3日から令和5年4月28日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 指摘事項に対する改善措置状況について

令和5年1, 2月実施定期監査分(環境局環境施設部環境施設課)

【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 山本・山野井 直通086-803-1552 内線4564・4567

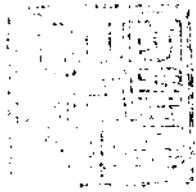
岡山市監査委員公表第22号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年4月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年6月1日

岡山市監査委員 重 松 浩一
同 土 居 幸
同 藤 原 哲
同 福 吉 智

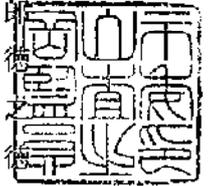




✓

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市監査委員 重松 浩二
同 土居 幸徳
同 藤原 哲之
同 福吉 智徳



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年4月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

危機管理室

市民協働局

保健福祉局

消防局

市民協働部

保健福祉部

障害・生活福祉部

保健所

消防総務部

警防部

国際課

こころの健康センター

南区西福祉事務所

南区南福祉事務所

総務課

衛生課

衛生検査センター

予防課

警防課

情報指令課

前記の課等において、令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年4月3日から令和5年4月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているか

どうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア 令和5年2月28日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において3,870万円余(収納率6.0%)認められた。

今後とも、債権管理条例、生活保護債権等事務処理要綱、生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(南区西福祉事務所)

イ 令和5年2月28日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において1億6,013万円余(収納率5.1%)認められた。

今後とも、債権管理条例、生活保護債権等事務処理要綱、生活保護法による返還金等に係る事務処理基準等に基づき債権管理を徹底し、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(南区南福祉事務所)

【資料】

南区西福祉事務所

収 入 状 況

返納金(滞納繰越分)

(令和5年2月28日現在)

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	41,157,029	2,450,799	38,706,230	6.0

(内訳1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	10,012,972	794,278	9,218,694	7.9

(内訳2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	30,150,701	1,656,521	28,494,180	5.5

(内訳3) 返還金及び徴収金以外の返納金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	993,356	0	993,356	0

南区南福祉事務所

収 入 状 況

返納金(滞納繰越分)

(令和5年2月28日現在)

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	168,796,597	8,660,949	160,135,648	5.1

(内訳1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金

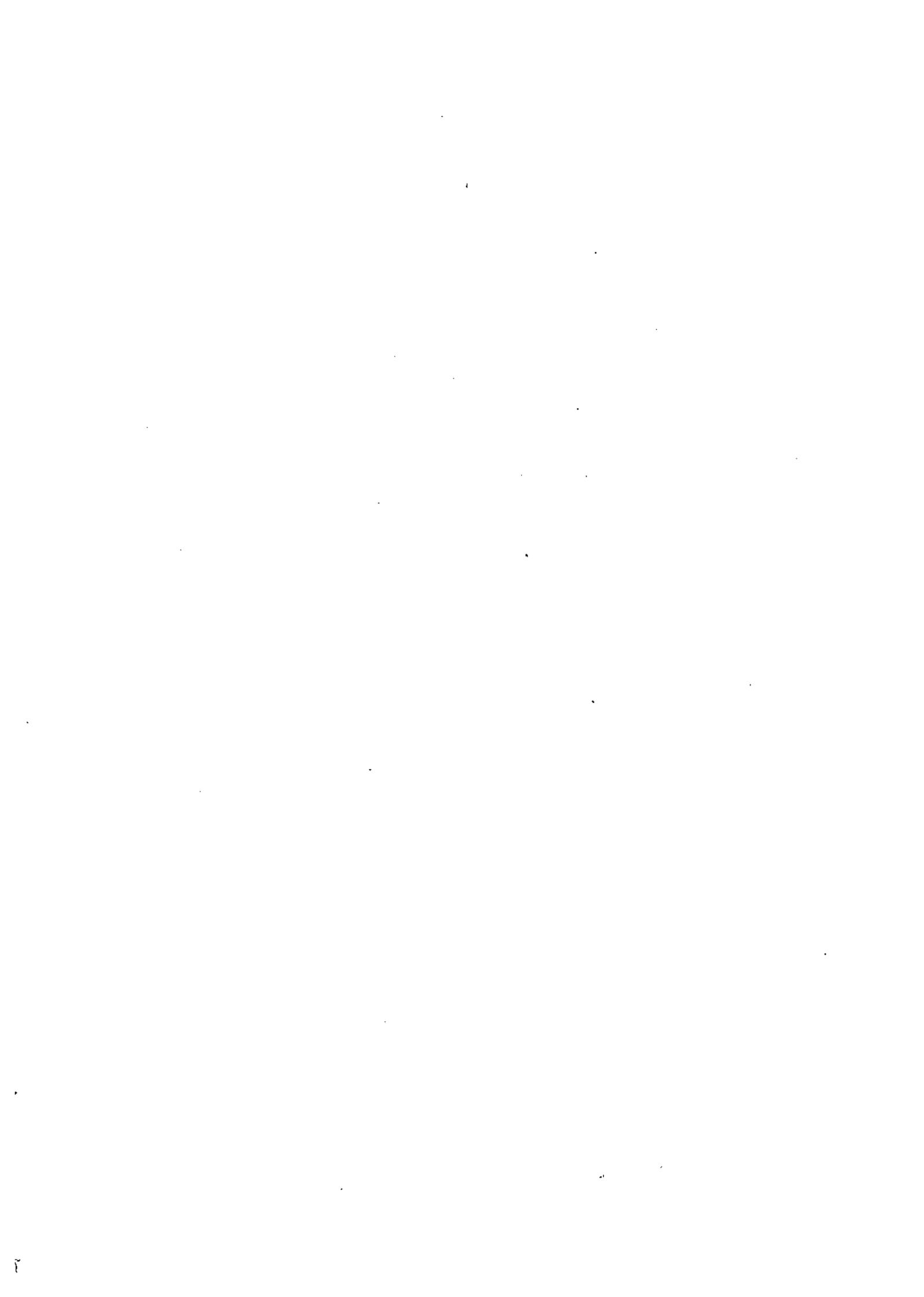
細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	58,864,404	3,845,999	55,018,405	6.5

(内訳2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	108,550,023	4,780,758	103,769,265	4.4

(内訳3) 返還金及び徴収金以外の返納金

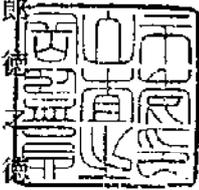
細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
返納金(滞納繰越分)	1,382,170	34,192	1,347,978	2.5



岡山市監査委員公表第23号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年6月1日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	上	居	幸徳	
同	藤	原	哲之	
同	福	吉	徳	

10

岡環施第47号
令和5年5月19日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について (通知)

令和5年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和5年1、2月実施分）

環境施設課

指摘事項

1 収入事務について

令和4年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、事業系ごみ処理手数料において420万円余（収納率14.6%）認められました。

今後とも、この解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望します。

2 支出事務について

電線使用料の支出が遅延している事例が認められましたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

1 令和4年度滞納繰越分は指導により分納が進められ、令和5年3月31日現在で、A業者、B業者及びC業者の収入未済額は407万円余（収納率17.3%）となっています。A業者及びB業者については、引き続き指導、催促を行い、A業者については令和5年度から分割納付額を増額した分割納付誓約書を徴し、早期解消に努めます。なお、両業者については新たな収入未済が生じないように、現年分についてはごみ搬入時に現金で納付させています。

また、C業者については、収入及びその見込みがなく、財産調査を行ったところ、弁済できる資産もないことが判明し、さらに債権金額が取立てに要する費用に満たないと認められるため、今後、岡山市債権管理条例第10条第3号に基づく徴収停止の手続を進めます。

2 事実発生後から会計課の指定したルール通り専用の送達簿に支払期日を付箋等に明示し、会計課への提出期限に十分間に合うよう余裕をもって会計課へ送達するとともに、自課でも審査完了及び支払確認を行うこととして再発防止に努めます。

令和4年度事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分)の収支状況 (R4. 11. 30現在)

	調定額 (円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	収納率
A業者	3,542,680	245,000	3,297,680	6.9%
B業者	362,330	35,000	327,330	9.7%
C業者	579,800	0	579,800	0%
D業者	439,800	439,800	0	100%
計	4,924,610	719,800	4,204,810	14.6%

令和4年度事業系ごみ処理手数料(滞納繰越分)の収支状況 (R5. 3. 31現在)

	調定額 (円)	収入済額(円)	収入未済額(円)	収納率
A業者	3,542,680	350,000	3,192,680	9.9%
B業者	362,330	60,000	302,330	16.6%
C業者	579,800	0	579,800	0%
D業者	439,800	439,800	0	100%
計	4,924,610	849,800	4,074,810	17.3%

